

上越市ガス水道局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

上越市ガス水道事業管理規程第7号

上越市ガス水道局組織規程の一部を改正する規程

上越市ガス水道局組織規程（平成6年上越市ガス水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務課の項中「情報監理係 料金出納係」を「料金出納係」に改める。

第5条の表総務課の部総務係の項を次のように改める。

総務係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市議会に関する事。</li><li>2 表彰に関する事。</li><li>3 公印の管理に関する事。</li><li>4 公文書の收受及び発送に関する事。</li><li>5 公文書の整理保存に関する事。</li><li>6 例規の制定及び改廃並びに告示に関する事。</li><li>7 情報公開及び個人情報保護に関する事。</li><li>8 職員の配置に関する事。</li><li>9 職員の任免、服務及び分限に関する事。</li><li>10 職員の考課及び賞罰に関する事。</li><li>11 職員の給与の支給に関する事。</li><li>12 職員共済組合に関する事。</li><li>13 職員の出張及び旅費の調整に関する事。</li><li>14 職員の健康及び安全に関する事。</li><li>15 職員の福利厚生に関する事。</li><li>16 職員の労働組合に関する事。</li><li>17 会計年度任用職員及び臨時職員の雇用に関する事。</li><li>18 事務改善に関する事。</li><li>19 宿日直に関する事。</li><li>20 ガス、水道及び下水道に関わる協会の会議等に関する事。</li><li>21 課に属する車両の管理及び運用に関する事。</li><li>22 情報システムに関する事。</li><li>23 他の課及び課内他の係の所管に属しない事。</li></ol>
-----	---

第5条の表総務課の部情報監理係の項を削り、同表供給計画課の部需要家設備係の項中「17 宅地造成その他の開発に関する事。」を「17 行政財産の用途廃止に係る照会に関する事。」に改め、同表管路課の部建設第一係の項及び建設第二係の項を次のように

改める。

建設第一係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。</li><li>2 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。</li><li>3 ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。</li><li>4 ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。</li><li>5 宅地造成工事等の開発に係るガス及び水道の本支管工事に関すること。</li><li>6 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。</li><li>7 工事材料等の単価設定に関すること。</li><li>8 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。</li><li>9 その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。</li><li>10 ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関すること。</li><li>11 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。</li><li>12 ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。</li><li>13 ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関すること。</li><li>14 所管事務に係る用地の取得等に関すること。</li><li>15 課に属する車両の管理及び運用に関すること。</li><li>16 課の庶務及び予算経理に関すること。</li><li>17 その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般のこと。</li></ol>
建設第二係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。</li><li>2 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。</li><li>3 ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。</li><li>4 ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。</li><li>5 宅地造成工事等の開発に係るガス及び水道の本支管工事に関すること。</li><li>6 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。</li><li>7 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。</li><li>8 その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。</li><li>9 ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関すること。</li></ol>

- |   |
|---|
| <p>1 0 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。</p> <p>1 1 ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。</p> <p>1 2 ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関すること。</p> <p>1 3 所管事務に係る用地の取得等に関すること。</p> <p>1 4 その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般のこと。</p> |
|---|

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。